告 示

埼玉県告示第百十号

おい 定による指定医療機関又は指定施術機関から、 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の届出があった。 第十 十五条第一項の規 四条第四項に

令和三年一月二十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一指定医療機関

本庄訪問看護ス	あまち上尾 あまり	上尾 能ふくしのまち を を を を のまち	上店と乗局上尾	西上尾薬局	クローバー薬局	形外科医療法人上尾整	名称
所在	所在	所在	名	所在	所在	所在	変 更 事
地	地	地	称	地	地	地	項
一 一階	一一 上尾市壱丁目四五一	上尾市壱丁目四五一	たんぽぽ薬局	一一 上尾市壱丁目四六一	沢一○一号 九オフィスプラザ吉 上尾市今泉二二一—	五 上尾市川二八九一四	変更前
二六 本庄市日の出三―七―	三 上尾市壱丁目北一〇—	三 上尾市壱丁目北一〇—	さくら薬局上尾上店	○ 上尾市壱丁目北七—二	一○一号 八オフィスプラザ吉沢 上尾市今泉四―八―一	六上尾市今泉四—二—一	変 更 後

清宮忠		野口竜也		福島和人	山 口 陵	氏
施術		施術		施術	施術	変
所 所 在 地	名称	所 所 在 地	名称	所 名 称	<u>所</u> 名	更 事 項
(施術所の追加)	(施術所の追加)	一—一—一○八	つばき整骨院	福島和人	沢分院の一所の方式がおります。	変 更 前
第二ビル一〇二 ―四―二八コバヤシ	ボ EiROW 外 喜ス	越一階 一〇一四レックス川 越市中原町一一	骨院小江戸川越つばさ整	友の和マッサージ院	所沢カナオ治療院	変 更 後